購入仕様書

●契約件名　　災害用簡易トイレほか購入
●納入期限　　平成２６年３月３１日（月）
●同等品申請　　同等品申請可。同等品申請に添付する資料は、仕様等がわかりやすく書かれているもの（カタログの写し）を提出すること。
なお、申請品が同等品として認められなかった場合でも、基準品での入札は可能とする。
●納入場所　　〒５１０－００１１
三重県四日市市霞二丁目１－１
四日市港ポートビル
●その他
・見積金額には、搬入、諸経費も含めること。
・納入物品は全て新品とする。
・納入物品の搬入時は、発注者が別途指示する搬入口を使用し、設備、器物破損を防止するための措置を講じること。
・物品の納入スケジュールについては、発注者と協議のうえで決定すること。
・納入に関して、梱包材、発注者が不要と判断する付属品を撤去すること。
・受注者は、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議すること。
・暴力団員及び暴力団関係者による不当介入（本購入の受注者に対して行われる契約履行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。）を受けた場合の措置について
（１）受注者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員をいう。）及び暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として､警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
（３）受注者は暴力団員及び暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

購入予定物品１　　簡易トイレ（便座あり）

数量　　１６台

仕様　　・既存和式トイレ個室内にセットし、使用が可能であること。
・本体、便座、便蓋等全てが一体連結化され、降りたたみ式簡易トイレであること。
（個々の部品等を使用して組立を行わない構造とする。）
・１回毎使用タイプ。
・１台あたり、１００回使用分の消耗品を付けること。

基準品　　・株式会社ニード
ワンタッチトイレニードＰ型

（１）便器本体	１台
（２）受パック	１枚
（３）汚物処理袋（凝固紙付）	１００枚
（４）保管袋	１０枚
（５）多目的雑袋	１０枚
（６）強力汚物処理剤（２０パック入）	１箱
（７）トイレットペーパー	５巻
（８）取扱説明書	２枚

購入予定物品２　　簡易トイレ（便座なし）

数量　　２２セット

仕様　　・洋式便器にセットし使用が可能であるもの。
・１セットあたり、２０回分の消耗品を付けること。

基準品　　・株式会社日本緑十字社
レティット

（１）便袋	２０枚
（２）吸水シート	２０枚

・株式会社総合サービス
サニタクリーン　簡単トイレ

（１）便袋	２０枚

購入予定物品３　　災害救助用毛布

数量　　３０枚

仕様　　・幅１４０ｃｍ×長さ２００ｃｍ程度のサイズ。
・防炎ラベルを毛布に縫付けること。
・アルミ蒸着フィルムで真空パックされていること。

基準品　　・株式会社初田製作所
セイブパックエコⅢ毛布　　１枚
・東京都葛飾福祉工場
カロンエコ毛布パック　　１枚